

社会福祉法人いわくら福祉会理事長及び常務理事の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわくら福祉会定款（平成29年定款第1号）第24条第1項の規定に基づき、理事長及び常務理事の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 理事長及び常務理事には、その勤務に基づき、次の報酬を支給する。

(1) 理事長 月額 50,000円

(2) 常務理事 月額 50,000円

2 理事長及び常務理事は、出勤記録表（様式第1）に勤務状況を記録するものとする。

3 理事長又は常務理事が月の途中において新たに就任し、又は離職した場合におけるその月の報酬は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割により計算する。

(報酬の支払)

第3条 報酬の支払は、金融機関への振込の方法によるものとし、支給日については、社会福祉法人いわくら福祉会職員給与規程（平成27年規程第6号）第3条の規定を準用する。

(端数処理)

第4条 報酬の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額をもって当該報酬の額とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項第1号の理事長報酬月額50,000円の支給は、当面支給しないこととする。